



54 国・地域が参加して開催された「第 1 回まぐろ類地域漁業管理機関 (RFMOs) 合同会合」(2007. 1. 22 ~ 26 於: 神戸国際会議場)

CONTENTS

＝まぐろ類国際会議の結果＝

まぐろ類地域漁業管理機関 (RFMOs) 合同会合の開催	2
資源管理部国際課水産専門官	
大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT)	
年次会合及び中間会合	3
資源管理部国際課国際協定第2班	
中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC)	
第3回年次会合の結果について	5
資源管理部国際課国際協定第1班	
回遊漁	7
新潟漁業調整事務所長 佐藤愁一	
平成19年2月分のプレスリリース	8

まぐろ類地域漁業管理機関(RFMOs)合同会合の開催

資源管理部国際課水産専門官

【経緯】

まぐろ資源は、多くの海域において過剰な漁獲圧力にさらされ、資源状況が悪化していることが広く認識されています。しかしながら、世界的な健康志向の高まりもあり、まぐろを含む海産物に対する世界的な需要は増大を続けています。さらに、まぐろ類の資源管理は、主として海域ごとに設立されている地域漁業管理機関によって実施されていますが、近年、海域ごとの管理のみでは対処できない、グローバルな問題が発生しています。具体的には、資源管理の厳しい海域から緩い海域に漁船が移動する問題、国際的な漁業規制を守らないIUU（違法・無国籍・無規制）漁業の増大、漁獲物の世界的な移動の把握などが挙げられます。

このような問題に対処するため、我が国は、2005年のFAO水産委員会において、世界に5つあるまぐろ類地域漁業管理機関（IATTC（全米熱帯まぐろ類委員会）、ICCAT（大西洋まぐろ類保存国際委員会）、IOTC（インド洋まぐろ委員会）、CCSBT（みなみまぐろ保存委員会）及びWCPFC（中西部太平洋まぐろ委員会））の関係者が一堂に会して、まぐろに関するグローバルな問題を議論する場を設けてはどうかと提案し、広く支持を得ました。これを受け、我が国は2007年1月にこれまで初めてのまぐろ類地域漁業管理機関合同会合を開催することとし、準備を進めてきました。

【結果概要】

第1回のまぐろ類地域漁業管理機関合同会合は、2007年1月22日から26日まで神戸国際会議場にて、世界54カ国・地域に加え、国際機関、NGO等からおおよそ300名の参加を得て開催されました。我が国からは、白須水産庁長官、後藤農林水産省国際顧問、花房資源管理部参事官のほか、水産庁、外務省、経済産業省、関係業界等から70名程度が参加しました。また、宮原沿岸沖合課長が議長に選出されました。

会合では、まず、FAOやOPRT（責任あるまぐろ漁業推進機構）から、現在のまぐろ資源の状況や、刺身・缶詰市場の現況についての発表が行われました。その中では、クロマグロやミナミマグロを始め、多くのまぐろ資源が過剰漁獲の状態にあることが改めて確認されました。また、まぐろ製品の市場については、刺身市場については我が国で縮小傾向があるのに対して、国際的な需要は拡大しつつあることが報告され、一方、缶詰製品の市場は継続的な拡大傾向があることが報告されました。



「第1回まぐろ類地域漁業管理機関合同会合」で
あいさつを行う白須水産庁長官

続いて、5つの地域漁業管理機関から、それぞれの組織や保存管理措置、課題等について発表が行われました。各機関の共通の問題として、資源管理のための信頼できる情報の収集、効果的な資源回復計画の採択、遵守・監視取締措置の実施、他の地域漁業管理機関との協力等が挙げられました。

これらの報告を踏まえ、今後地域漁業管理機関の間で協力を推進すべき、具体的な事項についての意見交換が行われました。まず、技術的な事項として、各地域機関で登録されている正規漁船や、IUU漁船のリストを統一し、グローバルなリストを作成することや、漁船から漁獲物の転載を受ける運搬船に対するオブザーバー乗船制度について、海域ごとでなく、グローバルな制度とすべきこと等が支持を得ました。

また、漁獲能力の管理の問題については、FAOから現在世界に存在するまぐろ漁船は多すぎるとの報告がありました。我が国からも、①大型延縄漁船については、我が国や台湾の減船等もあり、漁獲能力は妥当な範囲にあるが、巻き網漁船が無規制に増加した結果、過剰漁獲や若齢魚の混獲等の問題を引き起こしている、②漁船だけでなく地中海の蓄養施設の過剰能力の問題も検討すべきと指摘しました。一方で、多くの途上国は、世界的な過剰漁獲能力に懸念を示しつつも、沿岸途上国の漁業開発の意図は尊重されなければならないとして、全面的な漁獲能力規制に対しては強い警戒感を示しました。

さらに、地域漁業管理機関の活動評価（パフォーマンス・レビュー）の方法についても議論が行われました。その結果、共通の基準に基づいて、事務局、加盟国、外部評価者により構成される混成チームにより評価を行う必要があることが基本的に支持され、具体的な枠組みについて今後さらに議論していくこととなりました。また、引き続き、海亀、海鳥、サメ等の混獲問題に取り組んでいく必要があることも確認されました。

このような議論を経て、今回の合同会合の成果物である「行動方針」が議論され、合意されました。その概要は、以下の通りです。

【行動方針概要】

1. 各地域漁業管理機関が協力して取り組むべき重点分野として以下を特定。

情報の改善と共有	研究開発や資源評価等の情報の改善、共有及び発信
漁獲能力の管理	途上国（特に小島嶼国）の漁業発展の権利を確保しつつ、資源の持続的利用のための漁獲能力の管理
漁獲枠配分	公平かつ透明性のある基準及び手続の採択・実施
科学的根拠に基づく保存管理措置	予防原則に基づく効果的な資源回復計画の策定等
監視取締措置	VMS やオブザーバー乗船等の監視取締措置を通じた遵守の推進
IUU 漁業対策	各地域漁業管理機関や市場国との IUU 漁業に関する情報交換、正規許可船リスト及び IUU リストの統合等を通じた IUU 対策の強化
まき網漁業	FADs（集魚装置）による小型魚混獲削減のための技術開発
地域漁業管理機関の機能の評価	共通の基準に基づく定期的な評価の実施
途上国支援	人材育成等、途上国（特に小島嶼国）の管理能力向上のための支援

2. 当初の技術的作業

貿易追跡システム	統計証明制度の改善及び統一、漁獲証明制度への移行の検討
漁船リスト	正規許可船リスト、IUU 漁船リストの統一
転載管理	漁獲物の転載活動を管理するための措置の統一

3. 行動方針の実施及びフォローアップ

行動方針の実施	参加国は、各地域漁業管理機関において、重点分野として特定された措置を実施
フォローアップ	2007年7月に、米国で技術的作業部会を開催 2009年1月又は2月に、欧州で第2回マグロ類地域漁業管理機関合同会合を開催

【今後の活動】

我が国としては、今回の合同会合を通じて、まぐろ資源のより良い、グローバルな資源管理に向けた第一歩を踏み出すことができたことと評価しております。今後は、この「行動方針」の実施に向けて、各地域漁業管理機関が適切な措置を導入していくことが重要です。我が国としては、責任ある漁業国・消費国として、まぐろ資源の適切な管理と消費者への安定的な供給を確保するため、地域漁業管理機関において「行動方針」の実現に向けた具体的な措置が導入されるよう、積極的に取り組んでいきます。

大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT) 年次会合及び中間会合の結果について

資源管理部国際課国際協定第2班

今回は、2006年11月17日から26日にかけて、クロアチアのドゥブロブニクで開催された「大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT) 年次会合 (第15回特別会合)」及び2007年1月29日から31日にかけて、東京で開催された「ICCAT 中間会合」の結果についてお知らせいたします。

大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT) は、地中海を含む大西洋全水域における高度回遊性魚類の資源管理を行うために1969年に設立された地域漁業管理機関であり、現在の加盟国は、日本、米国、南アフリカ、ガーナ、カナダ、フランス (サン・ピエール・ミクロン)、ブラジル、モロッコ、韓国、コートジボアール、アンゴラ、ロシア、ガボン、カーボ・ベルデ、ウルグアイ、サン・トメ・プリンシペ、ベネズエラ、赤道ギニア、ギニア、英国 (バミューダ)、リビア、中国、クロアチア、チュニジア、パナマ、トリニダード・トバゴ、ナミビア、バルバドス、ホンジュラス、アルジェリア、メキシコ、アイスランド、バヌアツ、トルコ、フィリピン、ノルウェー、ニカラグア、

グアテマラ、セネガル、ベリーズ、シリア、セントビンセントの42カ国とEUです。

大西洋のかつお・まぐろ類は、クロマグロ、メバチ、メカジキ等の主要魚種の資源が、満限あるいは過剰漁獲の状態にあり、ICCAT では、漁獲枠の設定等の管理措置のほか、統計証明制度 (輸出に当たり、漁船や蓄養場、加工場を管理する国が船名、漁獲海域、製品形態等を確認した統計証明書を発行し、輸入国がこの統計証明書を回収することにより、貿易面から各国の漁獲状況をモニターする制度)、正規許可船リスト (ポジティブリスト) 対策 (各国が正規に漁業許可を付与している漁船をリストアップし、これら正規許可船の漁獲物のみを国際取引の対象とする対策)、IUU 漁業国からのまぐろ類の禁輸措置等がとられています。また、最近では、地中海諸国でクロマグロの蓄養が盛んに行われるようになっていますが、蓄養に関するデータが欠如しており、蓄養向けの漁獲データが不明確であることから、蓄養場でのサンプリング等データ収集のための措置やク



大西洋まぐろ類保存国際委員会
(2006.11.17～26 於 クロアチア ドゥブロブニク)

ロマグロ蓄養場の登録制度（ICCATの加盟国が自国の蓄養場を委員会に登録し、それらの蓄養場で生産されたマグロのみを国際取引の対象とすることにより、ICCAT非加盟国への蓄養事業の拡大防止、データ収集の向上を目的とする対策）及び蓄養場に魚を搬入する漁船をリスト化し、そのリストに掲載されていない船からの蓄養場への搬入を禁止する措置（蓄養事業の管理強化を目的とする対策）がとられています。

大西洋は、我が国のまぐろはえ縄漁業にとって重要な漁場であり、約200隻のまぐろはえ縄漁船がクロマグロ、メバチ等を漁獲していることから、資源保存措置の遵守、必要な漁業データの提出、調査・研究や資源評価への貢献等漁業国としての責任が求められています。日本はまた、大西洋で漁獲される刺身用まぐろの最大の市場でもあることから、輸入データ等の情報提供をしてきたところですが、さらに、ICCATの規制に違反して漁獲された製品を受け入れないといった市場国としての責任を強く求められるようになってきました。

2006年の年次会合においては、現行の東大西洋クロマグロの保存管理措置が2006年までとなっていることから、2007年以降の保存管理措置を策定することが大きな焦点となっており、我が国としても、漁獲枠の最大限確保に努めるとともに、責任ある漁業国、市場国として、適切な保存管理措置が採択されることを、重要事項に位置付けて会合に望みました。

我が国からは、水産庁沿岸沖合課宮原課長（政府代表）、水産庁資源管理部花房参事官（代表代理）のほか、国際課及び遠洋課、遠洋水産研究所、外務省、経済産業省、日本かつお・まぐろ漁業協同組合、及び海外漁業協力財団から関係者が出席しました。

会議における主な結果は以下のとおりです。

(1) クロマグロの保存管理措置

ア) 東大西洋クロマグロ

2006年9月に開催された科学委員会において、クロマグロの東大西洋資源について、現在の漁獲が、2006年の総漁獲可能量32,000トンを超えて、年間50,000トン程度行われている可能性が指摘されるとともに、悪化する資源を回復させるためには、産卵場である地中海の小型漁規制の強化、禁漁期間の延長等の管理措置を強化する必要があることが勧告されました。その勧告を受け、関係国で議論を行った結果、以下のとおり決定しました。

①漁獲可能量（TAC）及び国別割当量

2007年から2010年までの4年間の総漁獲可能量をそれぞれ29,500トン、28,500トン、27,500トン、25,500トンに決定しました。国別割当量については、年次会合では決定に至らず、本年1月に東京において開催されたICCAT中間会合において、過去の漁獲実績をベースに、2007年から2010年までの4年間のTACの削減に応じて他の漁業国と同率の削減となる、4年間の国別割当量（我が国の漁獲枠はそれぞれ2,515.82トン、2,430.54トン、2,345.26トン、2,174.69トン）が決定しました。

②禁漁期

これまで地中海のみであった禁漁対象区を地中海及び東部大西洋の一部に拡大し、はえ縄の禁漁期を6月1日から12月31日まで（これまでは6月1日から7月31日まで）、まき網の禁漁期を7月1日から12月31日まで（これまでは7月16日から8月15日まで）に延長することが決定しました。



まぐろの水揚げ風景

③小型魚規制

これまで体重10kg未満の採捕、保持、陸揚の禁止であった小型漁規制を、30kg未満に引き上げることが決定しました。

④遵守措置の強化

くろまぐろ漁船のICCATへの登録制度、定期的な漁獲報告の義務化、VMS（漁船監視システム）による位置報告、一定比率（10%から20%）のオブザーバー乗船等の遵守措置が決定しました。

⑤蓄養の管理強化

蓄養管理を強化するため、生け簀に活け込む魚の量をオブザーバーが確認すること、漁獲から生け簀に活け込む間及び飼育中の死亡数等のデータを提出すること、生け簀毎に固有番号を付すこと等の措置が決定しました。

⑥統計証明制度の改善

輸入時の貿易データから漁業情報を収集する統計証明制度から、漁獲時点で管轄国が漁獲を証明する制度に移行する方向で検討を進めることが決定しました。

イ) 西大西洋クロマグロ

2007年から2009年までのTACが2,100トンに設定され、我が国の漁獲枠は380.47トンに決定しました。

(2) メカジキの保存管理措置

ア) 北大西洋メカジキ

2007年及び2008年の2年間のTACが各年14,000トンに設定され、我が国の漁獲枠は各年842トンに決定しました。

イ) 南大西洋メカジキ

2007年から2009年まで3年間のTACが各年17,000トンに設定され、我が国の漁獲枠は従来の未消化分を考慮して、それぞれ1,315トン、1,215トン、1,080トンに決定しました。

(3) ICCATの機能強化

ICCATの機能強化のため、以下の事項について合意されました。

- ① 漁獲能力についての作業部会を設置し、特にクロマグロ東大西洋資源を対象とする漁船に関し、2007年に会合を開催。
- ② 統合的な監視体制についての作業部会を2007年に開催。
- ③ ICCAT見直し作業部会を設置し、①及び②の作業部会の結果を踏まえて現行の委員会機能の見直しや改善についての勧告を行うため、2008年に会合を開催。

(4) 台湾問題（漁業管理の改善）

過去のメバチの過剰漁獲により、2006年の漁獲枠が大幅に削減（4,600トン）された台湾について、漁業管理改善の努力を継続すること、台湾企業が行っているIUU（違法、無規制、無報告）漁業を廃絶するための努力を継続すること等を条件に、2007年のメバチ漁獲枠を2005年レベル（14,900トン）に回復することが決定されました。

(5) 今後の予定

次回年次会合（第20回通常会合）は、2007年11月12日～18日の間、イスタンブール（トルコ）にて開催される予定です。

中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC） 第3回年次会合の結果について

資源管理部国際課国際協定第1班

1. 背景

平成16年6月19日、「西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約」が発効し、同年12月に第1回年次会合が開催されました。これにより、全世界の水域においてまぐろ資源の保存管理を行う地域漁業管理機関が設立されました。日本は、平成17年7月8日に同条約に加盟し、第2回年次会合（平成17年12月、ミクロネシア）よりWCPFCメンバーとして参加しています。

2. 第3回年次会合の結果

平成18年12月11日から15日にサモアの首都アピアにて第3回年次会合が開催されました。日本、韓国、中国、米国、豪州、NZ、カナダ、フィリピン、インドネシア、EG、台湾、太平洋島嶼国（ミクロネシア、フィジー他）など30カ国・地

域が参加し、我が国からは、後藤農林水産省国際顧問、花房水産庁資源管理部参事官他、水産庁、外務省、海外漁業協力財団、業界関係者が参加しました。

第3回年次会合で採択されたマグロ類の保存管理措置や混獲対策等の概要は以下の通りです。

(1) マグロ類の保存管理措置

ア) メバチ・キハダ

第2回年次会合で採択した、まき網漁業の漁獲努力量を現状レベルに制限すること（北緯20度と南緯20度の間の水域のみ）及びはえ縄漁業のメバチ漁獲量を現状レベルに制限すること等を内容とする保存管理措置の追加措置として、以下を主な内容とする保存管理措置を採択しました。

《まき網漁業》

- ・ 熱帯域（北緯 20 度から南緯 20 度）の公海におけるまき網漁業の漁獲努力量を 2004 年水準又は 2001- 2004 年平均水準に抑制する（熱帯域の排他的経済水域部分については、第 2 回年次会合で同様の措置を採択済み）。
- ・ FADs（集魚装置）を用いたまき網漁業について、メバチ・キハダ小型魚の混獲を削減するための措置を次回年次会合で採択する。また、2008 年 1 月までに FADs 管理計画を提出する。
- ・ まき網漁業による小型魚の投棄を防止するため、各国は漁獲物全量保持の実施計画を作成し WCPFC 事務局に提出し、次回年次会合（平成 19 年 12 月）での義務化に向け技術遵守小委員会を検討する。

《その他漁業》

- ・ 第 2 回年次会合で採択した保存管理措置の対象（はえ縄及び熱帯域のまき網）以外の全漁業種類（沿岸の小規模漁業を除く）について、メバチ・キハダを対象とする漁船の総漁獲能力を 2001-2004 年平均水準又は 2004 年水準に抑制する。

イ) 南太平洋メカジキ

南緯 20 度以南の水域においてメカジキを主対象とする漁業について、操業隻数を 2000-2005 年の何れかの年で制限する（開発途上国の責任ある発展は許容）。また、本措置の結果により北緯 20 度以北の水域に漁獲努力量を移転してはならず、各国は年間操業実績隻数を委員会に報告する。

ウ) 南太平洋マカジキ

南緯 15 度以南の水域においてマカジキを主対象とする漁業について、操業隻数を 2000-2004 年の何れかの年で制限する（開発途上国及び沿岸国の責任ある発展は許容）。また、各国は、南緯 15 度以南における年間混獲量及び主対象漁業の隻数・漁獲量を委員会に報告する。

エ) ビンナガ

第 2 回年次会合で採択した保存管理措置（北太平洋ビンナガの漁獲努力量を現状レベルに抑制及び、南太平洋ビンナガ資源を主対象に操業している漁船隻数を制限）の継続を確認した。

(2) 混獲対策

ア) 海鳥

はえ縄漁船に対し、以下のスケジュールで海鳥の偶発的捕獲を回避する措置（トリポール、舷側投縄、夜間投縄、加重枝縄、青色餌、残滓排出管理、水中投縄装置等）の導入を決定した。また、混獲回避装置の最低限の仕様を次回年次会合にて決定する予定。

《南緯 30 度以南》

24m 以上船については 2008 年 1 月 1 日まで、24m 未満船については 2008 年 12 月 31 日までに実施。

《北緯 23 度以北》

24m 以上船について 2008 年 6 月までに実施。

イ) サメ

サメの完全利用を促進するため、船上に保持されるサメヒレの重量を魚体重量の 5% 以内に制限する。なお、当初は 24m 以上船に適用するとともに、2007 年中は拘束力のない決議とし、2008 年 1 月 1 日より本措置は拘束力のある保存管理措置としての効力を発効する。

ウ) 海亀

次回年次会合での混獲回避措置の導入に向け、各国は実施中の調査結果を報告するとともに、本年の科学小委員会及び技術遵守小委員会において具体的措置を検討する。

(3) 公海における監視取締措置

ア) 漁船監視システム（委員会 VMS）

委員会 VMS システムを 2008 年 1 月から段階的に導入す

まぐろ類の地域漁業管理機関(RFMO)
Tunas Regional Fisheries Management Organization



サモア大学ホール (年次会合会場)

ることに合意した。なお、北緯20度以北、東経175度以西の水域は適用除外とされ、当該水域への委員会 VMS の導入時期については別途委員会が定める日と明記された。また、当初は24m以上船より実施し、24m以下船は2009年1月より実施する。

イ) 地域オブザーバー制度

委員会が運営する地域オブザーバー制度の次回年次会合での採択に向け、具体的な実施手続や情報保護規定等を作成するための中間会合を開催することに合意した。

ウ) 公海乗船検査手続

公海操業船に対する WCPFC メンバー間での相互乗船検査実施手続について採択した。今後、実施に向けて、検査官 ID (身分証明書) や取締船の登録、取締船旗など実施にかかる詳細について WCPFC 事務局が作業する。

(4) 次回年次会合

本年の会合日程及び開催地は以下のとおり。

科学小委員会：

8月13 - 24日、
ホノルル (ハワイ)

北小委員会：

9月11 - 13日、
東京 (日本)

技術遵守小委員会：

9月27日 - 10月2日、
ポンペイ (ミクロネシア)

委員会年次会合：

12月3 - 7日、
ポンペイ (ミクロネシア)

なお、2008年の年次会合について韓国が誘致を表明、釜山において開催されることが決定された。

回遊魚

アイスランド

今年、昇給停止の年齢になる。老後の楽しみでもないが、いつからか夏季休暇を利用して海外旅行するようになった。行き先を決めるのは妻の特権で、ここ5、6年は専ら欧州である。ただし、一度だけ自己主張してアイスランドに行った。でも、アイスランドも欧州の一部である。私の我侷とはその程度。

なぜアイスランドなのか。うまく説明できないが、かつて私が捕鯨班時代に培ったアイスランドのイメージが強く影響する。それは、オーロラが舞う空。暗黒の海に向かい話を構えるバイキング。レストラン「ナウスカ」の豪快な鯨料理・・・とでも言いましょうか。

政治的には、アイスランドはノルウェーとともに捕鯨モラトリアムを受け入れず、頑固に捕鯨再開を主張する国である。一度脱退した IWC に再加盟する際、他の欧米諸国から「捕鯨を止めなければお前の国には二度と行かん。」(アイスランド経済は観光と水産業で成り立つ) と脅されても、主張を曲げない気骨の国だ。「日本も捕鯨をしている。」との主張に、誤解なきよう説明させていただく。日本はかつて米国との政治的取引で捕鯨モラトリアムを受け入れてしまった。現在、我が国が行なう捕鯨は国際捕鯨取締条約で認められる調査である。だから、私的には我が国よりアイスランドとノルウェーの方がちょっと偉い。

成田からテロ真最中のロンドンを経由して到着したケフラビーク空港は、月への前進基地。果てしない溶岩原に湧き出る温泉と蒸気。正確な時を刻むゲイシール (間欠泉)。駆け上がる小高い丘の頂上には火口。荒野の真ん中に見上げる崖はユーラシアプレートと北アメリカプレートの繋ぎ目、シングヴェトリル公園。そこを川上に迎れば、水煙たなびく大瀑布、グルトフォス。そこは、「氷の国」ではなく「火の国」であった。そんな、緑育たぬ島のバイキングにとって、魚は生きるための糧、鯨は神の恵みだったかもしれない。

捕鯨船はレイキャビックの港の隅に数隻繫留されていた。最近動いた気配はない。仕方なく、欧米の観光客に混じってホエールウォッチングの観光船に乗った。結局、キラホエール (シャチ) と注目を促す声を一度聞いただけで、鯨の姿を見ることはなかった。

港を出る坂を登る途中に「ナウスカ」はあった。ポールドの棧に埃が溜り、食欲をそそる肉の匂いはなかった。街中のレストランも探したが、鯨料理を食べることはできなかった。代わりに、パフィンという海鳥を食べさせるレストランを見つけた。パフィンは日本のエトピリカの近縁種で、まるで生きたぬいぐるみ。観光船で見かけた際には「ソーキュート」の嬌声が上がった。さすがに食欲はわかない。欧米人が鯨を食べない訳はこれかと思った。でも、私はアイスランド人にパフィンを食べるなどとは言わない。

帰国前日、ブルーラグーン (広大な露天風呂) の仄かに青みを帯びた白濁温泉に浸って、次は湯の中でオーロラを見たいと話して2年経つ。そろそろ尻がむずむずしている。

最後に、今回の日新丸の事故で犠牲になられた牧田さんのご冥福をお祈り申し上げます。



新潟漁業調整事務所長
佐藤愁一

プレスリリース 2月分

発表年月日	発表事項名	担当課
19.02.01	全米熱帯まぐろ類委員会 (IATTC) 特別会合の開催について	国際課
19.02.01	第17回水産政策審議会企画部会の開催について	企画課
19.02.02	水産政策審議会第29回資源管理分科会及び第2回一斉更新小委員会の結果について	漁政課
19.02.05	平成18年度第2回磯焼け対策モデル事業全国会議の開催について	整備課
19.02.06	北西太平洋海域における公海底魚漁業管理に関する第2回政府間協議の結果について	国際課
19.02.06	第3回海洋水産資源開発基本方針専門委員会の開催について	企画課
19.02.08	松岡農林水産大臣への金・韓国海洋水産部長官による表敬等について	国際課
19.02.08	第17回水産政策審議会企画部会の資料について	企画課
19.02.09	第3回漁船設備基準検討作業部会の開催について	企画課
19.02.13	福島県が「福島県マアナゴ資源回復計画」を作成	管理課
19.02.13	全米熱帯まぐろ類委員会 (IATTC) 特別会合の結果について	国際課
19.02.13	第3回海洋水産資源開発基本方針専門委員会の結果について	企画課
19.02.14	第4回「漁業共済検討ワーキンググループ」の概要について	漁業保険管理官
19.02.15	IWC (国際捕鯨委員会) 正常化会合の結果概要について	遠洋課
19.02.15	磯焼け対策ガイドラインについて	整備課
19.02.15	第3回漁船設備基準検討作業部会の結果について	企画課
19.02.16	韓国水域における日本漁船の違反被疑事件について	沿岸沖合課
19.02.16	第18回水産政策審議会企画部会の開催について	企画課
19.02.19	平成18年度第2回大型クラゲ対策全国協議会の開催について	研究指導課
19.02.20	第18回水産政策審議会企画部会の資料について	企画課
19.02.23	「まぐろの需給情報」	加工流通課
19.02.23	日・パプアニューギニア漁業協議の開催について	国際課
19.02.26	第5回アサリ資源全国協議会の開催について	研究指導課
19.02.26	瀬戸内海広域漁業調整委員会の開催について	管理課
19.02.26	第3回一斉更新小委員会の開催について	企画課
19.02.26	平成18年度第3回サンゴ増養殖技術検討委員会の開催について	整備課
19.02.27	激甚災害指定基準等の見直しについて	防災漁村課
19.02.28	水産物の市況について (平成19年2月及び3月)	加工流通課
19.02.28	2006/07年南極海鯨類捕獲調査の中止について	遠洋課

※詳細は水産庁ホームページを御参照下さい。

水産庁広報誌 漁政の窓

編集・発行 水産庁漁政部漁政課広報班
〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1 合同庁舎1号館8階
代表 03-3502-8111 (内線7028)
URL <http://www.jfa.maff.go.jp/>

ご意見・ご質問はこちらへ

URL <http://www.maff.go.jp/toiawase/index.html>